令和5年7月5日発行 第431号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」 基本方針1.人権を尊重した医療の提供

2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕

3. 社会復帰促進と/-マライゼーションへの援助

発行: 井之頭病院相談室 0422-44-5331 (代)

〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1

URL: https://www.inokashira-hp.or.jp

今	A	相	談	室	te"	本	4	0	紙	面	
						•	- 1				

2ページ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期のお知らせ

3ページ だよりんの情報広場 院内スタッフ紹介 第2回~医事課(事務職員)~

4ページ 会踊り大会のご案内・催し物のご案内

自立支援医療制度・心身障害者医療費助成制度(マル障)のご案内



当院で開催されているご家族向けの催し

【つながろう 家族のための わわわ会】

オンライン(Zoom)と対面同時開催

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方につい て一緒に学び合う場です。1クール5回シリーズですが、 どの回からでも参加できます。

日時:7月29(土)10:00~12:00

※毎月最終土曜日

テーマ:『本人への接し方の工夫

~みんなが元気に暮らせるように~』

講師:看護師

内容:各回、講義と質疑 定員:各回、対面9名まで

費用:無料 テキスト(5回分含)をご希望の方は

相談窓口(4番)で販売中(500円税込み)

今後の予定:8月26日(土)10:00~12:00

薬以外の治療『一緒に歩むリハビリテーション』

※わわわ会の予約受付は、前日の 16 時までになります

対象: 当院を受診したことがある方のご家族

当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

※アルコール依存症を除く

参加方法: 予約制(各回定員があります) 当院2号館1階4番相談受付窓口に来院、または電話で各担当まで

お申込みください。参加方法をご案内いたします。(☎0422-44-5331 代表)

【アルコール家族教育プログラム】

家族教育プログラム 対面開催

ご本人の回復に役立つ、アルコール依存症に関する講義で す。講義内容によって、医師・精神保健福祉士・看護師等が ※毎月第1・第3・第4土曜日開催 講師を務めます。

日時:7月1日(土)10:00~11:10 内容:アルコール依存症とその治療について

(担当:医師)

日時:7月15日(土)10:00~11:10

内容:アルコール依存症からの回復と社会資源

(担当:精神保健福祉士)

日時:7月22日(土)10:00~11:10

内容:アルコール依存症と家族の対応 (担当:看護師等)

【アルコール家族ミーティング】 家族ミーティング 対面開催

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すこと を目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒され ることを実感していただいています。

日程:7月1日(土)・15日(土)・22日(土)

時間:11:15~12:00

※毎月第1・第3・第4土曜日開催

7 月よりアルコール家族教育プログラム・ミーテ ィングはすべて来場 (対面) 式になります

対象:当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

参加方法: 予約不要 ※当日、下記の会場に直接お越しください

会場: 当院3号館1階 アルコールデイケアホール

※注意事項: 当日は感染対策のため、マスクの着用・手指消毒・検温にご協力ください。

当日 37.0℃以上の発熱が

ある方はご参加いただけませんので、ご了承ください。

【家族懇談会】対面開催

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフ も一緒に考える場です。

ご家族自身の気持ちを話したり、他のご家族の体験談を聞き、 その中でご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じ ていただければと思っています。

日時:7月29日(土)14:00~15:00 (13:45 受付開始) ※毎月最終土曜日

定員:10 名まで

【家族セルフヘルプグループ かけはし】対面開催

家族による家族のための相談例会です。

ご予約の上、ご来院ください。

日時:7月8日(土)14:00~15:00

※毎月第2 土曜日

内容:家族による家族のための相談例会です

定員:10 名まで



限度額適用・標準負担額減額認定証更新時期です!

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方の「限度額認定証」、「限度額適用・標準額負担額減額認定証」の<u>有効期限は令和5年7月31日</u>です。

- ・更新窓□:各自治体の国民健康保険と後期高齢者医療制度の窓□
- *認定証を当院の会計窓口に提示された月から適用となりますので、 新しい認定証を取得されましたら会計窓口への提示をお願いいたします。
- *有効期限が切れると、自己負担額に大きく影響します。 手続きは時間の余裕をもって行ってください。



お手元の認定証の有効期限を ご確認ください!



日交付

本

年 月

大正・昭和・平成

記号

生年月日

(1:00

有効期限 適用区分

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担減額認定証」とは

1ヵ月あたりの保険診療分(食事療養費を除く)の医療費の請求額が、規定の自己負担限度額までとなるのが「限度額適用認定証」制度です。非課税世帯の場合は、あわせて食事療養費が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」制度が利用できます。自己負担限度額は前年(1~12月)の世帯の所得によって決まります。

~利用までの流れ~

- ①加入している国民健康保険や後期高齢者医療制度(※1)の窓口(役所)で申請する。
 - ※1: それ以外の医療保険の方は、それぞれの管轄窓口へ
- ②交付された限度額適用認定証を、保険証と一緒に病院の会計窓口に提示する。
- ③提示した月から入院医療費(食事療養費を除く保険診療分)自己負担が一定の限度額(※2)に抑えられる。

※2: 限度額は前年の所得によって異なります(下表参照)

	区分 所得要件	1ヶ月あたりの限度額	4回目以降			
		(直近1年間において3回目まで)				
70 歳	区分ア 年収約 1,160 万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円			
未満	区分イ 年収約770万円~1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円			
	区分ウ 年収約370万円~770万円	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1%	44,400円			
	区分工 年収約370万円以下	57,600円	44,400円			
	区分才 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円			
70 歳	現役並み所得者世帯Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円			
以上	現役並み所得者世帯Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円			
	現役並み所得者世帯Ⅰ	80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1%	44,400円			
	一般世帯(※3)	57,600円	44,400円			
	低所得者Ⅱの世帯(非課税世帯)	24,600円				
	低所得者Iの世帯(非課税世帯)	15,000円				

※3:70歳以上で一般世帯の方は、高齢受給者証のご提示で限度額までの自己負担となります。

住民税非課税世帯の場合、申請により食事療養費が減額されます ※申請先は上記の①と同じです。

「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分才、低所得世帯II)」をお持ちの方は、 1食あたり460円⇒210円、90日以上入院の場合、申請により1食あたり160円に減額されます。(会計窓口にて入院期間の証明書を発行できます)また、「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得世帯I)」をお持ちの方は1食あたり460円⇒100円となります。

だよりんの情報広場 ~院内スタッフ紹介編2~

井之頭病院では、様々な職種のスタッフが勤務しています。この職種には、どのようなこ とが相談できるのかな?何をしているのかな?等思ったことはありませんか。

今月は、病院を入るとすぐに見えてくる「医事課」の紹介です。

「医事課業務」は、「医療事務」と言い換えると、皆様にも聞き覚えがあるかもしれません。患者さま



が病院に来院し、お帰りになるまでの外来・入院診 療に係る入口から出口までの役割を担う**受付業務** から、医局、看護部、診療支援部門での診療に係る 費用を診療報酬点数に基づき計算し、請求を行う 請求業務まで広範囲の事務的業務を担っていま す。受付業務は皆「病院の顔」として、患者さま 目線でのご案内を心がけています。

受付業務の中心となる医事課窓口には、1 初診受

左から1. 初診受付・総合案内 2. 処方せん受付 3. 会計

付・総合案内 2 処方せん受付

3 会計があります。

1 初診受付・総合案内

初診受付では、他病院の紹介やホームページ等をご覧になって来院した初診患者さまに、保険確認 後、問診票を記入していただき外来へご案内します。また、来訪者に対し各部署への取り次ぎを行って います。R4年度の初診数は1,048人でした。

なお、初診受付は平日の月曜日~金曜日の9時から12時まで。予約は必要ありません。

2 処方せん受付



外来診療後の処方せんを発行します。保険証・自立支援医療の確認等も同時に行います。処方せん受 付では処方薬が自立支援医療の適用薬か適用外薬かを確認し発行しています。デイケア等を含め外来数 は、R4年度の外来数は76,746人、1日平均3158人でした。

3 会計

外来・入院会計を行います。外来・入院会計は、診療行為に対し診療報酬に基づいて点数計算した請 求書を作成し、各患者さまの保険を適用し請求させていただいております。その為、保険変更があった 場合や限度額認定証がある場合や、マル障・マル親・マル青等公費医療をお持ちの方は各種医療証のご 提示をお願いしています。書類関連では、自立支援医療診断書、精神障害者保健福祉手帳診断書、傷病 手当金、診療情報提供書、生命保険診断書、年金診断書等申込みの対応を行っています。

入院時は保証金のお預かり・小遣金管理手続き、退院時では保証金を含めた退院精算をさせていただ きます。R4年度は、入院数・退院数とも1,400人を超えました。



今後ともどうぞよろしくお願いいたします。(医事課 水野)



盆踊り大会開催のお知らせ



コロナ禍で近年中止が続いておりましたが、今年は当院での盆踊り大会を開催することが決定いたしました。 例年より規模を縮小しての開催となりますが、皆様のご来院を心よりお待ちしております。

日時:令和5年7月20日(木) 16:00~18:00 雨天決行

会場:井之頭病院 中庭

対象:病院関係者(ご入院中の患者さま、外来通院中の患者さま、

デイケアメンバーさま、ご家族さま)

※会場内は禁煙、禁酒です。

模擬店の出店を予定しております。 相談室も3-3-約りを出店予定です! みなさまぜひご来院(ださい。



ひとこと豆知識

7月1日は「こころの日」

1988年7月1日の「精神保健法」の施工日にちなんで、日本精神科看護協会が1998年より7月1日を「こころの日」として位置づけたそうです。精神疾患や精神障がいのある方に対する正しい理解と、すべての人にこころの健康の大切さを考えていただきたい、というのが始まりなんだそうです。

「精神保健法」は現在「精神保健及び精神障碍者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」となっています。 日本精神科看護技術協会のホームページでパンフレットやポスターをご覧いただけます。

▶https://jpna.jp/

自立支援医療制度をご存知ですか?

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の 1割となります。(注:登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。)また、対象者の「世帯」の所得等に応じて 1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は 1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は 5,500 円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度(マル障)をご存知ですか?

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

編集後記:入職して初めての盆踊りなのでドキドキしています。(まつ)

次号の発行は8/7です



দী 🧳